

【学生向け】

新型コロナウイルス感染拡大防止と対面授業の受講に係るガイドライン

令和2年6月2日

危機対策本部

本ガイドラインは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、感染拡大防止と学生の学修機会の両立を図るため、6月15日から段階的に対面授業を開始するに当たって、学生の皆様が留意する事項をまとめたものです。

1. 健康管理

- (1) **毎朝の検温と記録**をお願いします。
- (2) 通学の経路や大学内での行動（使用教室・座席等）の記録をお願いします。
- (3) 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、授業への出席を見合わせ、「体調不良に伴う欠席等における 大学への連絡・届け出について」に基づいた行動をお願いします。

2. 通学

- (1) 通学前には各自で検温を行い記録してください。体温計がない場合は、健康科学センター窓口までお越し下さい。
- (2) マスクは各自で準備し、必ず着用してください。
- (3) 公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけてください。

3. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、石けんによる手洗いや消毒液で手指の消毒を行ってください。
- (2) 手指の消毒液は各建物の入口付近に配備しています。
- (3) マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、健康科学センターまでご相談ください。
- (4) 大学でも消毒液は準備しておりますが、在庫に限りがあるため、万が一に備え、ご自身でも持ち運び可能な消毒液を持参してください。

4. 共通講義棟の教室での授業受講に関する事項

- (1) 授業受講の際はマスクを必ず着用してください。
- (2) 共通講義棟の各教室は、身体的距離を前後左右に約1メートル確保するため、席数を制限しています。**使用できない席には「使用不可」の掲示を行っていますので、着席しないでください。**
- (3) **授業開始時に授業担当教員から、行動記録、検温の記録を行っているかの確認が行われます。**その両方がない場合は退室となりますので、記録を忘れないようにしてください。
- (4) 共通講義棟の教室の使用可能な座席には番号を振っています。毎時限の授業で**ご自身が座った座席番号を必ず記録**してください。
- (5) 教室出入口のドアは常時開放していますので、ドアノブに触れないでください。
- (6) 基本的に窓も2方向開けた状態になっています。閉めている場合でも、30分に1度は10分ほど窓を開けて換気が行われます。
- (7) エアコン・照明のスイッチ類には触らないようにしてください。共通講義棟の教室は教育支援課で管理をしますので、授業終了後もつけたままで構いません。
- (8) 着席時には私語は自粛してください。特に後ろを振り返って対面で会話することは避けてください。
- (9) 共通講義棟の各教室の机・椅子は、毎朝、清掃業者が消毒作業を行います。
- (10) 授業担当教員の指示に従い、授業中は以下のことを心掛けてください。
 - ・学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っただけの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向いてください。
 - ・文房具等の貸し借りは行わないでください。
 - ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行ってください。
- (11) 授業終了後は速やかに帰宅してください。

5. 共通講義棟以外の教棟の教室での授業受講に関する事項

上記4で示した共通講義棟での教室での事項に準じてください。

6. 授業の空き時間やキャンパス内での遠隔授業の受講に関する事項

- (1) 対面の授業が開始されても、感染拡大防止の観点から引き続き遠隔授業の形態で行う授業もあり、対面の授業と遠隔授業が混在する場合があります。遠隔授業を時間割や帰宅時間の都合上、自宅で受講できない場合は、共通講義棟での受講を可とします。
- (2) また、ご自宅にインターネット環境が整備されていない場合等も共通講義棟での遠隔授業の受講を可とします。
- (3) 上記(1)(2)により共通講義棟を利用する際は、感染防止対策を徹底し利用状況を管理するため、**教育支援課への申請を必須**とします。申請方法等は別途お知らせします。
- (4) 4年生の教員採用試験対策のための自習に限り、共通講義棟での自習を可とします。その際も**教育支援課への申請は必須**です。
- (5) 空き時間の教室の利用状況は巡視します。**無断の利用を発見した場合は、全ての学生の利用を禁止**とします。利用する際は必ず教育支援課で所定の手続きを行ってください。

7. 授業の欠席に関する取扱い

- (1) 授業の欠席については、従来の「学生の授業欠席の取扱いについて(重要通知)」とともに、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて作成した「新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて」を確認してください。①新型コロナウイルス感染症に感染した場合、②濃厚接触者に特定された場合、③風邪の症状や強いだるさ、息苦しさがある場合は症状が緩和するまで自宅療養となり、①～③は所定の手続きにより公欠の扱いとなります。
- (2) 自らの意思で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、授業を欠席したい場合、本学は、本ガイドラインに沿った感染症対策を踏まえて面接授業を開始しており、他の受講生との平等性を確保するため、公欠の扱いとはしません。但し、授業担当教員の判断で面接授業の出席によらない課題の提出や同時に遠隔授業を行う等の代替の方法をもって出席と取り扱う場合もあるので、授業担当教員に相談してください。
- (3) 持病により、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、健康科学センターまでご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて

1. 新型コロナウイルス感染症に係り授業を欠席した場合は、「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」の記6（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合の取り扱い）の規定により、次のとおり「公欠」の取扱いとなります。

① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、治癒するまで「出席停止」とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

② 「濃厚接触者」に特定された場合

保健所等により新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」として特定された場合は、感染者と接触した日から14日間の自宅待機とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。

③ 風邪の症状や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合（自宅療養）

咳や発熱等の風邪の症状がある場合は、学生支援課に連絡の上、症状が緩和するまで自宅療養とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。その際、1日2回朝夜に体温を測定して「健康記録表」に症状を記録してください。症状が改善し、登校可能となった場合は、健康科学センターを受診して「健康記録表」に健康科学センターの認印をもらってください。

※ 学生支援課への連絡方法や「健康記録表」については（URL）をご覧ください。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の「公欠」の手続きとして、「欠席届」と「欠席事由を証明する書類」の提出が必要となります。そのため、「欠席事由を証明する書類」として①～③の状況により、次の表の書類を「欠席届」とあわせて教育支援課確認の後、授業担当者に提出してください。

状況別	出席停止等の期間	手続き提出書類
① 新型コロナウイルス感染により出席停止	治癒したと診断された日まで	・ 欠席届 ・ 医療機関による感染が証明できる書類
② 「濃厚接触者」特定により自宅待機	感染者と接触した日から14日間	・ 欠席届 ・ 保健所等による濃厚接触者の特定が証明できる書類
③ 風邪等の症状により自宅療養（自己申告）	風邪等の症状が緩和されるまでの期間	・ 欠席届 ・ 「健康記録表」健康科学センターによる認印のあるもの

3. 新型コロナウイルス感染症に係り「公欠」として取り扱う授業等については、学生の不利益とならないよう、授業担当者によりレポート・追試験等の代替措置を講じるなど最大限の配慮を行います。

時間帯	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
17 水															
18 木															
19 金															
20 土															
21 日															
22 月															
23 火															
24 水															
25 木															
26 金															
27 土															
28 日															
29 月															
30 火															

- ・ この行動記録は、新型コロナウイルス感染者がでた場合に、あなたが濃厚接触者か否かを判断する基礎データとなり、あなた自身を守るための基礎資料になりますので、正確に記載して下さい。
- ・ この行動記録は、あなたが新型コロナウイルスに感染した場合に、あなたと濃厚に接触した人を可能な限り早く特定するための基礎データとなり、あなたの大事な人を守るための基礎資料になりますので、正確に記載して下さい。

※ 行動記録は、前述した目的以外に使用することはありません。